

戦後教育資料	
10-2	X-53
53	⑤

X
53

学校施設基準法案要綱

天野 99

25.3.3
周

この法律は、学校の施設に関する基準を定め、及びこの基準を確保するための必要な規定を設けることにより、学校の施設の水準の維持向上を図ることを目的とする。

二 学校の施設を新たに設け、増減し、又は変更しようとするときは、その計画につき、大學にあつては文部大臣、高等学校以下の学校にあつては都道府県教育委員会又は都道府県知事（これらを所轄庁と称す。）にあらかじめ届け出させることとし、所轄庁はその計画を審査の上、著しく不相当と認めるときは、その改善を勧告し、また必要に応じて工事の実施、施設の維持管理の実際等について指導し得るようにする。

三 学校の施設の基準については、校地、校舎の面積並びに学校の種類に應じ設けなければならぬ施設及び必要に應じ設けなければならぬ施設の最少限の基準を規定すると共に、それらの施設の兼用、共用に関する規定及び天災その他の場合における基準規定の適用除外に関する規定を設ける。

四 既存の学校の施設については、この法律に定める基準に関する規定の適用を除外する。

